

(一社)富山県優良住宅協会主催 リフォーム勉強会②

『性能向上リフォームと支援制度 ／被災住宅相談』



令和6年12月20日

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

I. 性能向上リフォームと支援制度

1. 性能向上リフォームとは
2. 住宅リフォームの支援制度
 - (1) 減税、(2) 補助、(3) 融資



1. 性能向上リフォームとは

住宅性能向上リフォームの主なものとしては、次のようなものがあります。

- ・ 耐震リフォーム
- ・ バリアフリーリフォーム
- ・ 省エネルギーリフォーム
- ・ 長期優良住宅化リフォーム
- ・ 防犯リフォーム



2. 住宅リフォームの支援制度

■ トップページ



<https://www.j-reform.com/>



一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

当協議会は、リフォームに関連する社団法人、財団法人、公団団体等を会員とし、相互に連携を図りながら、住宅リフォームの推進に向けた事業を展開しています。

トップページ
当協議会について
刊行物案内
リフォームのお得な制度
セミナー・イベント情報
公団について
サイトの利用について

2 検索サイト

地方公共団体における
住宅リフォーム
支援制度検索サイト



住まい再建
事業者検索



既存住宅状況
調査技術者検索



住宅リフォーム
事業者団体
登録検索サイト



3 人気のお役立ちコンテンツ

リフォームの
減税制度



リフォームの
補助制度



刊行物案内



セミナー・イベント
情報



4 新着情報

リ推協よりのお知らせ	関連情報
<p>2024.7.04 ◆開催のご案内◆ 令和6年度「住宅の長寿命化リフォームシンポジウム」 ⇒ ご案内はこちら ■開催日時：2024年10月15日（月）13:30～16:30 ■会場：アキハバラザ（5階アキハホール） *東京都千代田区神田練馬町3 富士ソフトアキハバラザ *ZoomウェビナーによるWebでの配信も予定しています ■参加のお申し込みについては、8月19日（月）のご案内を予定しています。</p>	
<p>2024.6.14 当協議会の会長が、瀬戸 欣哉（株式会社LIXIL）より、内藤 弘康（リンナイ株式会社）に交代しました。</p>	
<p>2023.6.10 令和6年度版「住宅リフォームガイドブック」を発行しました。 ⇒ 冊子の詳細はこちら ⇒ お申込みはこちら</p>	
<p>2024.4.11 ⇒ 「2023年度住宅リフォーム事業者実態調査報告書」を発行いたしました。 ⇒ 「2023年度住宅リフォーム消費者（検討者・実施者）実態調査報告書」を発行いたしました。</p>	
<p>2024.3.5 令和5年10月20日に行われました「住宅の長寿命化リフォームシンポジウム」の開催概要を公表いたしました。 ⇒ 開催概要はこちら（PDF）</p>	
<p>2024.1.16 「2023年度住宅リフォームに関する調査書、高齢者実態調査について」(PDF)の公開を + 続きを読む</p>	

メールによるお問い合わせ
✉ suishinky@j-reform.com
電話によるお問い合わせ
☎ 03-3556-5430

受付時間 9:30～17:00
*12:00～13:00は電話受付できません。
*土・日・祝日、年末年始を除きます。

地域住宅リフォーム推進協議会
地方公共団体（各団体への支援）

▼外部サイト

- 国土交通省
- （公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター
- リフォームネット
- 住まいの情報発信局

適切な温度で
健康住宅に

住宅における良好な温熱環境実現推進フォーラム

▼住まいの相談窓口

- 住まいのダイヤル
- 全国の相談窓口
- 地方公共団体の相談窓口

(一社)住宅リ
フォーム推進協
議会のホーム
ページ



2. 住宅リフォームの支援制度

ガイドブック

P35

リフォームの支援制度の主な種類

I. 減税制度

この資料
P.14～35

II. 補助制度

この資料
P. 36

III. 融資制度

この資料
P. 36

国や地方公共団体

住宅金融支援機構



2. 住宅リフォームの支援制度

■ 地方公共団体における 住宅リフォームに係わる支援制度検索サイト



<https://www.j-reform.com/reform-support>

検索画面

検索結果

地方公共団体が実施する補助制度を、
地域や制度内容等から検索できます。

選択した地域の制度の一覧

事業名をクリックすると支援制度の概要がご覧いただけます。 該当件数：11件

都道府県	地方公共団体	制度名（事業名）	支援分類	支援方法	工事施工者
東京都	千代田区	高齢者向け返済特例制度助成	②バリアフリー化	①補助	④要件なし
東京都	千代田区	アスベスト除去工事助成	⑤防災対策	①補助	③その他の要件
東京都	千代田区	高齢者福祉住環境整備事業	②バリアフリー化	①補助	④要件なし
東京都	千代田区	千代田区住宅付建築物耐震改修促進事業	①耐震化	①補助	
東京都	千代田区	千代田区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(マンション)	①耐震化	①補助	



お住まいの市区町村から探す
(地図をクリック)

都道府県をクリックすると市区町村ごとの支援制度が検索できます。

制度内容で探す

※未選択の場合は、すべての条件が抽出されます。

支援分類 ①耐震化 ②バリアフリー化
 ③省エネルギー化 ④環境対策
 ⑤防災対策 ⑥防災対応
 ⑦その他

支援方法 ①補助 ②融資
 ③利子補給 ④専門家等派遣
 ⑤その他

都道府県: 都道府県

検索

- ・ 都道府県、市区町村
- ・ 制度内容

選択

支援制度の概要（詳しい内容については、公共団体にお問合せください）

実施地方公共団体	東京都 千代田区
制度名（事業名）	高齢者向け返済特例制度助成
支援分類	②バリアフリー化 (1)バリアフリー化 区内における老朽化したマンション等の建替え及び住宅改修の促進、並びに高齢者の居住安定を図り、もって地域の良好な住環境の整備に資する。
支援方法	②補助
対象工事	②バリアフリー改修工事の実施 バリアフリー工事又は耐震改修工事を兼ずリフォーム
補助対象となる費用	⑥その他 住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」を利用するために必要な長期不動産融資に関する費用及び債務保証のために要する経費
補助率等	事務手数料を除く実費相当額 補助率ではなく、限度額の設定
対象住宅	・千代田区内に所在するマンション又は戸建て住宅であること。 ・住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」が利用できること。 ・改修後、「高齢者向け返済特例制度」を受けた高齢者が引き続き居住する住宅であること。
発注者	⑥その他の要件 区に住民登録があり、住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」の融資借入申込日において、60歳以上の者
工事施工者	④要件なし
詳細ホームページ	https://www.
備考	
担当部署	〇〇〇部住宅課
お問合せ先	03-xxxx-xxxx
最終更新日	令和6年03月28日

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 Copyright ©All rights reserved.

それぞれの

制度の概要

- ・ 支援分類
- ・ 問い合わせ先等

プリントアウト
して消費者へ
ご提供いた
できます

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

減税制度の種類・申告先・リフォームの種類

		申告先	
1. 所得税の控除	適用要件を満たすリフォーム工事費用に応じて、所得税が控除	税務署	P36~
	耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化、子育て対応、その他の増改築		
2. 固定資産税の減額	適用要件を満たすリフォーム工事をした場合、家屋の固定資産税が減額	市町村	P37~
	耐震、バリアフリー、省エネ、長期優良住宅化、マンション長寿命化促進税制		
3. 贈与税の非課税措置	親や祖父母などの直系尊属から、住宅取得やリフォーム工事の資金贈与を受けた場合、一定額までの贈与税が非課税	税務署	P44
	耐震、バリアフリー、省エネ、その他の増改築		
4. 登録免許税の特例措置	宅建業者が適用要件を満たすリフォームを行った住宅(買取再販住宅)を、個人が取得し居住した場合、所有権の移転登記に係る登録免許税の税率が軽減	法務局	P45
	耐震、バリアフリー、省エネ、その他の増改築		
5. 不動産取得税の軽減措置	①個人が耐震基準不適合の既存住宅を取得、耐震改修を行い、適用要件を満たす➡個人の不動産取得税が軽減	都道府県	P45
	②宅建業者が取得し適用要件を満たすリフォームを行った住宅を個人の居住用に再販➡宅建業者の不動産取得税が軽減		
	耐震、バリアフリー、省エネ、その他の増改築		



2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

減税制度を利用するときのポイント

ガイドブック
P35

一定の要件を満たすリフォームを行った場合に受けられます。

1. **消費者**の方が、申告期間内に、税務署や市町村等に**申告**することが必要です。
2. 増改築等工事証明書等の**証明書**が必要です。
3. 証明書は、**建築士事務所登録**をしている**事務所の建築士**等発行者要件を満たした方が発行します。



2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

増改築等工事証明書

【所得税、固定資産税※共通（一部抜粋）】

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住所
家屋番号及び所在地	氏名
工事完了年月日	

1. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	<input type="checkbox"/> 1 増築 <input type="checkbox"/> 2 改築 <input type="checkbox"/> 3 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 4 大規模の模様替
第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 床の過半の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 2 階段の過半の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 居室 <input type="checkbox"/> 2 調理室 <input type="checkbox"/> 3 浴室 <input type="checkbox"/> 4 便所 <input type="checkbox"/> 5 洗面所 <input type="checkbox"/> 6 納戸 <input type="checkbox"/> 7 玄関 <input type="checkbox"/> 8 廊下
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 <input type="checkbox"/> 2 地震に対する安全性に係る基準
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 通路又は出入口の幅 <input type="checkbox"/> 2 階段の勾配の緩和 <input type="checkbox"/> 3 浴室の改良 <input type="checkbox"/> 4 便所の改良 <input type="checkbox"/> 5 手すりの取付 <input type="checkbox"/> 6 床の段差の解消 <input type="checkbox"/> 7 出入口の戸の改良 <input type="checkbox"/> 8 床材の取替
第6号工事 (省エネ改修工事)	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 <input type="checkbox"/> 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 <input type="checkbox"/> 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 4 天井等の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 5 壁の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 6 床等の断熱性を高める工事 地域区分 <input type="checkbox"/> 1 1地域 <input type="checkbox"/> 2 2地域 <input type="checkbox"/> 3 3地域 <input type="checkbox"/> 4 4地域 <input type="checkbox"/> 5 5地域 <input type="checkbox"/> 6 6地域 <input type="checkbox"/> 7 7地域 <input type="checkbox"/> 8 8地域 改修工事前の住宅が相当する断熱性能等級 <input type="checkbox"/> 1 等級1 <input type="checkbox"/> 2 等級2 <input type="checkbox"/> 3 等級3

1

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法別表第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名			印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	登録年月日及び登録番号		

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の別	登録番号			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)			
	建築基準適合判定者の別	登録番号			
建築基準適合判定者の別	一級建築基準適合判定資格者又準適合判定資格者の別	登録を受けた地方整備局等名			

22



2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

減税制度の適用要件

減税対象となるための要件が、
各減税制度の種類ごとに定められています。

【主な適用要件】 ※減税制度の種類により要件の内容が異なります。

 工事費用 (所得税)	ローン (利用の有無、償還期間)
 居住者	年齢 (本人や同居家族)、所得金額、入居時期
 住宅	状況 (所有や居住)、床面積、築年月日
 工事	内容、費用の最低額

【契約前に確認すること】

- 見積り・資金計画
- 制度が利用できるか
- 申告書類や申告手順

リフォームの計画段階から
情報収集し、事業者等に相談を
することが大切です

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

1. 所得税の控除(1/2)

制度期間 ・「子育て対応」以外の①及び②：令和7年12月31日まで
 ・①のうち「子育て対応」：令和6年12月31日まで
 ＊「子育て対応」のみ制度期間が異なりますのでご注意ください。

所得税の控除には ①**リフォーム促進税制** ②**住宅ローン減税**の2制度があります。

【減税制度の種類・リフォームの種類】

制度の種類		リフォームの種類						
		耐震	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化	子育て対応	左記以外の増改築等工事
① リフォーム促進税制	・現金 ・ローン利用	○	○	○	○	○	○	※ —
・控除率 10%,5% ・控除期間 1年間								
② 住宅ローン減税	・ローン利用 (償還期間10年以上)	○	○	○	△	△	△	○
・控除率 0.7% ・控除期間 10年間								

※ **性能向上工事**（耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化、子育て対応）と併せて行う場合、その他の増改築等工事（住宅ローン減税の対象工事と同じ）も対象になります。

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

1. 所得税の控除(2/2)

制度期間 ・「子育て対応」以外の①及び②：令和7年12月31日まで
 ・①のうち「子育て対応」：令和6年12月31日まで

①リフォーム促進税制 (ローン利用の有無にかかわらず利用可能)

控除期間

最大控除額

参考

控除額の計算

$$\text{控除額} = \text{A} \times 10\% + \text{B} \times 5\%$$

A 性能向上工事の費用の内、控除率10%限度額まで **B** (1000万円-A)の額まで

【標準的な工事費用相当額】-補助金等

性能向上工事費用の内、
Aを超えた分 + その他の増改築等
工事費用 -補助金等

②住宅ローン減税 (償還期間10年以上のローンの場合)

控除期間

改修後、居住を開始した年から **10年**

最大控除額

140万円 (2,000万円×控除率0.7%/年×10年間)

参考

控除額の計算

1年間の控除額

$$\text{改修工事費用相当分の年末ローン残高} - \text{補助金等} \times \text{控除率} 0.7\%$$

標準的な工事費用相当額

- 「標準的な工事費用相当額」とは、国土交通大臣が性能向上工事※の工事内容ごとに定めた工事費用の額です。
- 工事単価×単位で計算します。

※ 耐震・バリアフリー・省エネ・同居対応・長期優良住宅化リフォーム・子育て対応

* 右表は参考例。
「バリアフリー改修工事」の標準的な工事費用相当額です。

* 「標準的な工事費用相当額」は、当協議会ホームページでご覧いただけます。（この資料P.36参照）

標準的な工事費用相当額 【平成21年国土交通省告示 第384号】			
バリアフリー改修工事の内容（一体工事を含む）		単位あたり金額(円) (税込)	単位
① 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路の幅を拡張するもの	166,100	施工面積 (㎡)
	出入口の幅を拡張するもの	189,200	箇所数
② 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良によりその勾配を緩和する工事		585,000	箇所数
③ 浴室を改良する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	471,700	施工面積 (㎡)
	浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事	529,100	箇所数
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	27,700	箇所数
	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	56,900	箇所数
④ 便所を改良する工事	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	260,600	施工面積 (㎡)
	便器を座便式のものに取り替える工事	359,700	箇所数
	座便式の便器の座高を高くする工事	298,900	箇所数
⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	長さが150cm以上の手すりを取り付けるもの	19,600	手すり長さ (m)
	長さが150cm未満の手すりを取り付けるもの	32,800	箇所数
⑥ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む）	玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの（以下「玄関等段差解消等工事」という）	43,900	箇所数
	浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの（以下「浴室段差解消等工事」という）	96,000	施工面積 (㎡)
	玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	35,100	施工面積 (㎡)
⑦ 出入口の戸を改良する工事	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	149,700	箇所数
	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	13,800	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事（戸に開閉のための動力装置を設置するもの（以下「動力設置工事」という））	447,500	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事（戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という））	134,600	箇所数
	戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,400	箇所数
⑧ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事		19,800	施工面積 (㎡)

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

2. 固定資産税の減額

適用期限

- ・ 耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良 令和8年3月31日
- ・ 長寿命化に資する大規模修繕工事 令和7年3月31日

適用要件を満たすリフォームを行った場合、市町村等に申請手続きを行うと、当該家屋に係る固定資産税の減額を受けられます。

リフォームの種類	耐震	バリアフリー	省エネ	長期優良住宅化	長寿命化工事※
軽減額	1 / 2	1 / 3	1 / 3	2 / 3	1 / 6 ~ 1 / 2 の範囲内 (市町村等の条例で定められます)
対象となる家屋面積	120㎡ 相当分まで	100㎡ 相当分まで	120㎡ 相当分まで	120㎡ 相当分まで	100㎡ 相当分まで (1戸当たり)

※ マンション長寿命化促進税制

- 対象工事
 - ・ 長寿命化工事 (外壁塗装等、床防水及び屋根防水をすべて実施)
- マンションの要件
 - ・ 築20年以上経過し、総戸数10戸以上
 - ・ 過去に長寿命化工事を行っている
 - ・ 管理計画認定マンション又は助言指導に係る管理者等の管理組合に係るマンション

- 減額期間 : **1年間** (工事完了年の翌年度分)
- 申請期間 : **工事完了後3ヶ月以内**
- 申請先 : 市町村等
- リフォームの種類により居住者、住宅、工事費等の要件が異なります



2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

耐震リフォーム

(リフォーム促進税制)

住宅の耐震に関するリフォーム。現行の耐震基準に適合する改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。

- **所得税の控除** **最大控除額 62.5万円** ※控除額10%の控除対象限度額 **250万円**
- **固定資産税の減額** **減額 1/2を軽減**

改修工事の種類

現行の耐震基準に適合する耐震改修工事

◆ 対象となる工事

内容	所得税	固定資産税
現行の耐震基準に適合する耐震改修工事	○	○
改修工事費用が50万円超		○

◆ 住宅等の要件

要件	所得税	固定資産税
自ら居住する住宅	○	
昭和56年5月31日以前に建築された住宅	○	
昭和57年1月1日以前から所在する住宅		○
[B]の控除 (この資料のP.19)を受ける場合は、その年分の合計所得金額が2,000万円以下	○	

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

バリアフリーリフォーム (リフォーム促進税制)

高齢者や障がい者をはじめ家族全員が安全に暮らしていくためのリフォーム。一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。

- **所得税の控除**※1 最大控除額 **60万円** ※1 控除額10%の控除対象限度額 **200万円**
- **固定資産税の減額** 減額 **1/3を軽減**

改修工事の種類

- ①通路等の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手すりの取付け ⑥段差の解消
⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替え

◆対象となる工事

内容	所得税	固定資産税
上記①～⑧のいずれかに該当する工事	○	○
標準的な工事費用相当額から補助金等を除いた額が50万円超	○	
バリアフリー改修工事費用から補助金等を除いた額が50万円超		○
居住部分の工事費が改修工事全体の費用の1/2以上（併用住宅の場合）	○	

◆主な要件

要件	所得税	固定資産税
次の①～④のいずれかが自ら所有し、居住する住宅 ①50歳以上の者 ②要介護または要支援の認定を受けている者 ③障がい者 ④65歳以上の親族または②③に該当する親族と同居している者	○	
次の①～③のいずれかが、居住する住宅であること ①65歳以上の者 ②要介護または要支援の認定を受けている者 ③障がい者		○
床面積の1/2以上が居住用（併用住宅の場合）	○	○
改修工事完了後6ヶ月以内に入居	○	
改修工事後の床面積が50㎡以上	○	○※2
新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）		○
その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること	○	

※2 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

省エネルギーリフォーム (リフォーム促進税制)

住宅の省エネ性能を上げるためのリフォーム。一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。

- **所得税の控除**^{※1} 最大控除額 ①**62.5万円** ②**67.5万円** (省エネ改修工事と併せて、改修工事③を行う場合)
- **固定資産税の減額** 減額 **1/3を軽減** ※1 控除率10%の控除対象限度額 ①**250万円** ②**350万円**

改修工事の種類 ①窓の断熱工事 ②床の断熱工事／天井の断熱工事／壁の断熱工事 ③太陽光発電設備設置工事 ④高効率空調機設置工事／高効率給湯器設置工事／太陽熱利用システム設置工事

◆ 対象となる工事

※2 ③④の工事を①の工事と併せて行う場合は、①及び①と併せて行う②の工事費用が補助金等を控除後50万円を超え、①～④の工事費用の合計が補助金等を控除後60万円を超えること

内容	所得税	固定資産税
上記①、または①と併せて行う②③④のいずれか (①は必須)	○	○
省エネ改修部位が全て平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること	○	○
標準的な工事費用相当額から補助金等を除いた額が50万円超	○	
省エネ改修工事費用から補助金等を除いた額が60万円超 ^{※2}		○
居住部分の工事費が改修工事全体費用の1/2以上 (併用住宅)	○	

◆ 主な要件

要件	所得税	固定資産税
自ら所有し、居住する住宅	○	
床面積の1/2以上が居住用 (併用住宅の場合)	○	○
改修工事完了後6ヶ月以内に入居	○	
改修工事後の床面積が50㎡以上	○	○ ^{※3}
平成26年4月1日以前から所在する住宅 (賃貸住宅を除く)		○
その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること	○	

※3 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)



同居対応リフォーム

(リフォーム促進税制)

親、子、孫の世代間での助け合いがしやすい住宅環境を整備する三世帯同居のためのリフォーム。一定の要件を満たしたリフォーム工事を行う場合、所得税の控除が受けられます。

■ 所得税の控除^{※1}

最大控除額

62.5万円

※1 控除額10%の控除対象限度額 **250万円**

改修工事の種類

①調理室の増設^{※2} ②浴室の増設^{※3} ③便所の増設 ④玄関の増設

- ※2 ミニキッチンでも可。ただし改修工事後の住宅にミニキッチン以外の調理室がある場合に限る。ミニキッチンとは、台所流し、コンロ台その他調理のために必要な器具または設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニット(間口1,500mm以下のもの)。
 ※3 浴槽がないシャワー専用の浴室でも可。ただし改修工事後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限る。

内容	所得税
上記の①～④のいずれかに該当する工事	○
標準的な工事費用相当額から補助金等を控除した額が50万円超	○
改修工事後、その者の居住用の部分に調理室・浴室・便所・玄関のいずれか2以上の室がそれぞれ複数あること	○

◆ 主な要件

要件	所得税
自ら所有し、居住する住宅	○
床面積の1/2以上が居住用 (併用住宅の場合)	○
改修工事完了後6ヶ月以内に入居	○
改修工事後の床面積が50㎡以上	○
その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること	○

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

同居対応リフォームのイメージ

※下記の事例は、調理室、浴室、便所及び玄関が全て自己居住用部分にある場合を想定。

事例1

	箇所数
調理室	1
浴室	1
便所	1
玄関	1

工事後

	箇所数
調理室	2
浴室	1
便所	2
玄関	1

対象

調理室、便所の増設工事で、
工事後、各々2箇所あるため○

事例2

	箇所数
調理室	1
浴室	1
便所	2
玄関	1

工事後

	箇所数
調理室	2
浴室	1
便所	2
玄関	1

対象

調理室の増設工事で、工事後、
調理室・便所が2箇所あるため○

事例3

	箇所数
調理室	1
浴室	1
便所	2
玄関	1

工事後

	箇所数
調理室	2
浴室	1
便所	2(改修)
玄関	1

対象

対象外

調理室の増設工事は、工事後、
調理室・便所が2箇所あるため○
便所は改修工事であるため×



2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

長期優良住宅化リフォーム (リフォーム促進税制)

住宅の耐久性を向上させるリフォームを行い、長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。

■ 所得税の控除

最大控除額

- ① **62.5万円** (耐震または省エネ+耐久性向上の場合)
- ② **67.5万円** (左記の工事と併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合)
- ③ **75万円** (耐震+省エネ+耐久性向上の場合)
- ④ **80万円** (左記の工事と併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合)

※ 控除率10%の控除対象限度額 ①250万円 ②350万円 ③500万円 ④600万円

■ 固定資産税の減額

減額

2/3を軽減

改修工事の種類

- ① 小屋裏の換気性を高める工事
- ② 小屋裏の状態を確認するための点検口を天井等に取り付ける工事
- ③ 外壁を通気構造等とする工事
- ④ 浴室または脱衣室の防水性を高める工事
- ⑤ 土台の防腐または防蟻のために行う工事
- ⑥ 外壁の軸組等に防腐処理または防蟻処理をする工事
- ⑦ 床下の防湿性を高める工事
- ⑧ 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事
- ⑨ 雨どいを軒または外壁に取り付ける工事
- ⑩ 地盤の防蟻のために行う工事
- ⑪ 給水管、給湯管または排水管の維持管理または更新の容易性を高める工事

[対象となる住宅の種別] 木造：①～⑪ 鉄骨造：① ② ⑦ ⑧ ⑪のみ 鉄筋コンクリート造等：⑪のみ

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

長期優良住宅化リフォーム (リフォーム促進税制)

◆ 対象となる工事

内容	所得税	固定資産税
上記の耐久性向上改修工事の①～⑪のいずれかに該当する工事	○	
一定の耐震改修または一定の省エネ改修工事と併せて行うこと	○	○
増改築による長期優良住宅の認定を受けていること	○	○
改修部位の劣化対策及び維持管理・更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合 (平成29年国土交通省告示第279号別表参照)	○	
耐震改修、省エネ改修、耐久性向上改修の標準的な工事費用相当額から補助金等を控除した額がそれぞれ50万円超	○	
耐震改修工事費用が50万円超 省エネ改修工事費用から補助金等を控除した額が60万円超※1		○

※1 設備設置を窓の断熱と併せて行う場合は、窓の断熱及び窓と併せて行う床・天井・壁の断熱の工事費用が補助金等を控除後50万円を超え、設備設置工事と断熱改修工事の合計額が補助金等を控除後60万円を超えていること

◆ 主な要件

要件	所得税	固定資産税
工事を行った者が所有し、主として居住の用に供する家屋	○	
工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること	○	
床面積が50㎡以上	○	○※2
店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用	○	○
一定の耐震改修工事と併せて行った場合は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅 一定の省エネ改修工事と併せて行った場合は、平成26年4月1日以前から所在する住宅 (一定の省エネ改修工事と併せて行った場合は賃貸住宅を除く)		○
その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること	○	

※2 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

子育て対応リフォーム (リフォーム促進税制)

子育て世帯等が行う、子育てに対応した住宅へのリフォーム。一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除が受けられます。

■ 所得税の控除

最大控除額 **62.5万円** ※ 控除額10%の控除対象限度額 **250万円**

適用期限 **令和6年4月1日～12月31日**

改修工事の種類

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・界床の防音性を高める工事 (界壁・界床についてはマンションのみ)
- ⑥ 間取り変更工事 (子ども部屋の増設、水回りの近接、子どもを見守りやすい間取りへの変更)

◆ 対象となる工事

内容	所得税
上記の①～⑥のいずれかに該当する工事	○
標準的な工事費用相当額から補助金等を控除した額が50万円超	○
居住部分の工事費が改修工事全体の費用の1/2以上であること (併用住宅の場合)	○

◆ 主な要件

要件	所得税
次の①②のいずれかが自ら所有し、居住する住宅であること ① 19歳未満の子を有する世帯 ② 夫婦のいずれかが40歳未満の世帯 (①②の判定は令和6年12月31日時点で行う)	○
床面積の1/2以上が居住用 (併用住宅の場合)	○
改修工事完了後6ヶ月以内に入居	○
改修工事後の床面積が50㎡以上	○
改修工事完了後の居住開始日が令和6年4月1日から令和6年12月31日までの間であること	○
その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること	○

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

②住宅ローン減税

1.増改築等工事の場合

居住開始年	借入限度額	控除率	控除期間	最大控除額
令和4年～令和7年	2,000万円	0.7%	10年間	140万円

※ 控除額が所得税から控除しきれない分は、翌年の個人住民税から控除されます(最大9.75万円)

◆対象となる工事

第1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模な修繕または模様替
第2号工事	マンション等の区分所有する部分で、床または階段・間仕切り壁・主要構造部である壁のいずれかのもの の過半について行う修繕または模様替
第3号工事	①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床または壁の 全部についての修繕または模様替
第4号工事	新耐震基準に適合させるための工事
第5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事
第6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事

◆主な要件

自ら所有し、居住する住宅	リフォーム後の家屋の床面積が50㎡以上
対象工事費用が100万円(税込)超	当該リフォームのために償還期間10年以上の住宅ローン等があること
その年の合計所得金額が2,000万円以下	リフォーム完了後6ヶ月以内に居住し、各年12月31日まで居住していること
工事の前年もしくは前々年、又は工事を行った年から3年間を経過した年の12月31日までに、次の特例を受けないこと	
● 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	● 居住用財産の譲渡所得の特別控除
● 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	
● 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

②住宅ローン減税

2. 宅地建物取引業者により増改築等が行われた家屋(買取再販住宅※1)を取得する場合

住宅の環境性能等	借入限度額		控除率	控除期間
	令和6年入居	令和7年入居		
認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	子育て世帯・若者夫婦世帯(※2):5,000万円 その他の世帯:4,500万円	4,500万円	0.7%	13年間
ZEH水準省エネ住宅	子育て世帯・若者夫婦世帯(※2):4,500万円 その他の世帯:3,500万円	3,500万円		
省エネ基準適合住宅	子育て世帯・若者夫婦世帯(※2):4,000万円 その他の世帯:3,000万円	3,000万円		
その他の住宅	2,000万円(※3)			10年間(※3)

※1 住宅ローン減税における買取再販住宅の要件と登録免許税の特例措置の買取再販住宅の要件は同じです。

※2 ①年齢19歳未満の扶養親族を有する者又は②年齢40歳未満であって配偶者を有する者、若しくは年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者(①又は②に該当するか否かについては、令和6年12月31日時点の現況による。)

※3 省エネ基準を満たさない買取再販住宅は、一般の既存住宅としての適用(借入限度額:2,000万円、控除期間:10年間)を受けることができます。

◆買取再販住宅の要件

宅地建物取引業者から取得した家屋
取得時において新築された日から起算して10年経過した家屋
宅地建物取引業者が住宅取得してから、リフォーム工事をして再販するまでの期間が2年以内
第1号～第7号※4工事の総額が建物価格の20%(総額が300万円を越える場合は300万円)以上
以下のいずれかのリフォーム工事の実施 ①第1号～第6号工事を行い、工事の合計額が100万円を超える ②50万円を超える第4号～第6号工事のいずれかを行う ③50万円を超える第7号工事を行う(既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入したものに限り)

※4 第1号～第6号工事は住宅ローン減税「1.増改築等工事の場合」の対象工事と同じ(この資料P.30参照)。第7号工事は、給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替え。

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

所得税の控除・固定資産税の減額の併用の可否

ガイドブック
P46

【所得税の控除 併用の組み合わせ】

		リフォーム促進税制						住宅ローン減税
		耐震	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化	子育て対応	
リフォーム促進税制	耐震		○	○	○	×	○	○
	バリアフリー	○		○	○	○	○	×
	省エネ	○	○		○	×	○	×
	同居対応	○	○	○		○	○	×
	長期優良住宅化	×	○	×	○		○	×
	子育て対応	○	○	○	○	○		×
	住宅ローン減税	○	×	×	×	×	×	

【固定資産税の減額 併用の組み合わせ】

	耐震	バリアフリー	省エネ	長期優良住宅化	長寿命化工事
耐震		×	×	×	×
バリアフリー	×		○	×	×
省エネ	×	○		×	×
長期優良住宅化	×	×	×		×
長寿命化工事	×	×	×	×	

- 所得税の控除と固定資産税の減額は併用可能です。
- 固定資産税の減額は、バリアフリーと省エネの組み合わせのみ、併用可能です。

◆参考 【Q&A】補助制度と減税制度の併用について

ガイドブック
P45

補助制度と減税制度は両方使えるの？



夏冬も快適な室内にして、冷暖房費を節約するために省エネリフォームを計画中。補助制度と減税制度の両方を利用できると良いのですが…

補助制度と減税制度の併用は可能です。

- 例えば……補助制度を利用して省エネリフォームを行う際に、適用要件を満たしている場合、所得税の控除や固定資産税の減税措置を受けることができます。控除額は、控除対象金額から交付された補助金の額を引いて計算します。

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

3. 贈与税の非課税措置

制度期間 令和8年12月31日まで

住宅取得
等資金

贈与する人：父母、
祖父母など

贈与

贈与を受ける人：子、孫など

- ・ 直系尊属

- ・ その年の1月1日に18歳以上であること
- ・ 贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下

◆ 非課税枠

受贈年	質の高い住宅※1	左記以外の住宅（一般）
令和6年1月～令和8年12月	1,000万円	500万円

※1 質の高い住宅とは、①省エネ性 ②耐震性 ③バリアフリー性の、いずれかが高い住宅のこと（「対象となる工事の第8号工事」参照）

◆ 対象となる工事

第1号～第6号工事は、住宅ローン減税と同様（この資料P.26参照）
加えて以下の第7号、第8号工事

第7号工事	給水管、排水管または雨水の浸入を防止する部分に係る修繕または模様替（リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されたものに限る）
第8号工事	下記の「質の高い住宅」（増改築等）の基準に適合させるための修繕または模様替（非課税枠の500万円加算の対象） ① 断熱等性能等級4以上または一次エネルギー消費量等級4以上の住宅 ② 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上または免震建築物の住宅 ③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上の住宅

* 上記の増改築等の工事費の合計が100万円以上であること

◆ 住宅等の要件

自ら所有し、居住する住宅

増改築等後の床面積が50㎡以上240㎡以下※2

床面積の1/2以上が居住用

贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下

※2 令和3年1月以後に贈与を受けた場合、40㎡以上240㎡以下（贈与年の合計所得金額が1,000万円以下の受贈者に限る）



2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

4. 登録免許税の特例措置

制度期間 令和9年3月31日まで

宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築等工事が行われた既存住宅を個人が取得・居住し、取得後1年以内に登記を受けた場合、家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率が0.1% (一般住宅特例0.3%, 本則2%)となります。 * **買取再販住宅**の要件はこの資料P.31をご覧ください。

5. 不動産取得税の軽減措置

(1) は期間が定められていません
(2) の制度期間 令和7年3月31日まで

既存住宅の取得にあわせて適用要件を満たすリフォームを行った場合、不動産取得税の軽減措置が受けられます。要件は都道府県ごとに異なりますので、物件所在の都道府県にお問合せください。

(1) 個人の既存住宅取得に係る不動産取得税の軽減

(耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、耐震改修工事を行った場合)

平成26年4月1日以後に耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、当該住宅が要件を満たす場合、既存住宅の新築年月日に応じて定められた控除額に税率を乗じた額が、住宅の不動産取得税額から控除されます。さらに、要件を満たす場合は平成30年4月1日以降に取得した当該住宅用の土地についても税額が軽減されます。

(2) 買取再販に係る不動産取得税の軽減

対象は宅建事業者です

宅地建物取引業者が既存住宅を買い取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、個人の自己居住用住宅として譲渡する場合、宅地建物取引業者による住宅の取得に課される不動産取得税が減額されます。さらに平成30年4月1日以後、対象住宅が「安心R住宅」である場合または既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合は、宅地建物取引業者による当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に課される不動産取得税についても減額されます。

2. 住宅リフォームの支援制度(減税制度)

減税制度を使用するための流れ

契約の前に

- 見積の確認と資金計画
- 減税制度利用の確認
- 申告書類や申告手順の確認

工事契約

- 必要な契約書類と内容を確認
- 契約書や見積書、領収書など必ず保管

証明書の作成依頼

- **増改築等工事証明書** →
 - ① **建築士事務所登録**をしている事務所に属する建築士
 - ② 指定確認検査機関
 - ③ 登録住宅性能評価機関
 - ④ 住宅瑕疵担保責任保険法人

工事完了後、申告

- 住宅耐震改修証明書 → 地方公共団体
- 必要書類を揃えて、期日までに**税務署**や**市町村等**に申告

【申告に必要な各種証明書】

所得税の控除	増改築等工事証明書 (耐震リフォームは、住宅耐震改修証明書でも可)
固定資産税の減額	増改築等工事証明書 (耐震リフォームは、住宅耐震改修証明書でも可) ※ バリアフリーリフォームについては物件所在地の市町村にお問い合わせください ※ マンション長寿命化促進税制 についてはこちら (マンション管理・再生ポータルサイト)
贈与税の非課税措置	増改築等工事証明書 ⑤住宅取得等資金の贈与の特例用の書式をご使用ください → 
登録免許税の特例措置	増改築等工事証明書 ⑥所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び住宅の不動産取得税
不動産取得税の特例措置	の軽減の特例用の書式をご使用ください



2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

<補助金活用の注意点>

予算上限があるため、期限前に予算上限に達すると終了してしまいます。

Ⅱ. 補助制度

ここで紹介しているのは令和6年度の補助制度です。
それぞれ申請期限や工事時期等が定められていますので、
活用を検討する際は募集要領等をよくご確認ください。



住宅省エネ2024キャンペーン

〈国土交通省 経済産業省 環境省〉

2050年カーボンニュートラルの実現を図るために、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して国が支援する事業です。

●住宅省エネ2024キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

TEL 0570-055-224

【受付時間】 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日を含む)

HP <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/>



2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

長期優良住宅化リフォーム推進事業

(国土交通省)

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援する事業です。

事業の詳細は下記にてご確認ください。

●長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

TEL 03-5229-7568

【受付時間】月～金曜日(祝日、年末年始を除く)10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

HP <https://www.choki-r-shien.com/r6/index.html>

〈お問い合わせ内容〉

・交付申請・完了実績報告等の手続きに関する事項・登録事項の変更



●長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

TEL 03-5805-0522

【受付時間】月～金曜日(祝日、年末年始を除く)10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

HP https://www.kenken.go.jp/chouki_r/

〈お問い合わせ内容〉

- ・交付申請前の評価基準に関する技術的相談等
- ・評価基準への適合性に関する技術的審査等
- ・事業者ポータルサイトに関する事項(登録事項の変更を除く)



2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

子育て支援型共同住宅推進事業

〈国土交通省〉

共同住宅(分譲マンション及び賃貸住宅)を対象とした、事故の防止や防犯対策など子供の安全・安心の確保に資する住宅の新築・改修等を支援する事業です。

事業の詳細は下記にてご確認ください。

●子育て支援型共同住宅サポートセンター

TEL 03-6659-8875

【受付時間】 10:00～12:00 13:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)

HP <https://kosodate-sc.jp/>



住宅・建築物安全ストック形成事業

〈国土交通省〉

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、多くの地方自治体では、耐震診断・耐震改修に対する補助を実施しています。補助の対象となる区域、規模、敷地、建物用途等の要件は、お住まいの市区町村により異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。



2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

■ 次世代省エネ建材の実証支援事業

〈経済産業省〉

既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿建材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する事業です。

事業の詳細は下記にてご確認ください。

●環境共創イニシアチブ

TEL 03-5565-3110 【受付時間】 平日 10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00

HP https://sii.or.jp/meti_material06



■ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業

〈環境省〉

省エネ効果(15%以上)が見込まれる高性能建材(断熱材、ガラス、窓、玄関ドア)を用いた住宅の断熱リフォームを支援する事業。対象となる改修工事に係る経費の一部について補助金が交付されます。

※要件を満たせば、高性能建材による断熱リフォームと併せて、家庭用蓄電システム、家庭用蓄熱設備、熱交換型換気設備、空調設備、EV充電設備の導入も対象になります。

事業の詳細は下記にてご確認ください。

●北海道環境財団補助事業部

TEL 011-206-1573

HP <https://www.heco-hojo.jp/danref/index.html>



■ 介護保険法にもとづく住宅改修費の支給

〈厚生労働省〉

介護保険においては、要支援及び要介護の認定を受けた方の一定の住宅改修(段差の解消や手すりの設置等)に対し、**20万円**まで(所得に応じて1割から3割自己負担)支給します。

詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。



2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

地方公共団体における住宅リフォームに係る支援制度検索

地方公共団体が実施する補助制度を、都道府県・市区町村や制度内容等で検索できます。
一般社団法人住宅リフォーム推進協議会のホームページで確認できます。

●地方公共団体における住宅リフォームに係る支援制度検索サイト

HP <https://www.j-reform.com/reform-support/>



○お住まいの市区町村から探す
(地図をクリック)



○制度内容で探す

※未選択の場合は、すべての条件が抽出されます。

支援分類

<input type="checkbox"/> ①耐震化	<input type="checkbox"/> ②バリアフリー化
<input type="checkbox"/> ③省エネルギー化	<input type="checkbox"/> ④環境対策
<input type="checkbox"/> ⑤防災対策	<input type="checkbox"/> ⑥同居対応
<input type="checkbox"/> ⑦その他	

支援方法

<input type="checkbox"/> ①補助	<input type="checkbox"/> ②融資
<input type="checkbox"/> ③利子補給	<input type="checkbox"/> ④専門家等派遣
<input type="checkbox"/> ⑤その他	

都道府県



2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)



メンテナンスのお知らせ

12月14日(土) 24:00から25:00にかけて、サーバメンテナンスを実施いたします。
※作業の状況により終了時間が前後することがございますので予めご了承ください。

メンテナンス期間中は担当者ログインや、一括アカウントログインが行えなくなります。
事業者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

各事業のホームページはこちら



子育てエコホーム
支援事業



先進的窓リノベ2024事業



給湯省エネ2024事業



賃貸集合給湯省エネ
2024事業

予算に対する補助金申請額[※]の割合(概算値)

各事業それぞれ、補助金申請額が予算上限(100%)に達し次第、交付申請の受付を終了します。



2024/12/12現在

※交付申請および交付申請の予約が提出された総額(審査中のものも含む)
なお、審査等により却下または取り下げられたものは含みません。

2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

資料ダウンロード

2024 キャンペーン

子育てエコホーム 支援事業

子育てエコホーム支援事業について

審査遅延のお詫びとお知らせ

申請システムの開発の遅れや、審査システムの障害、その解消等に時間を要し、皆様にはご心配をお掛けしており、誠に申し訳ございません。

現在、審査遅延の解消にあたっており、11月からは当初予定（申請より1.5～2か月程度）の審査期間となるよう努めております。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新着情報

- 2024.12.10 [月別交付申請\(予約を含む\)状況【2024年11月】を公表しました。](#)
- 2024.12.02 [※ご注意ください※事業者登録の受付終了について](#)
- 2024.12.02 [※重要※【リフォーム】予算に対する補助金申請額の割合が80%に達しました。](#)
- 2024.12.01 [※重要※交付申請の予約の受付を終了しました。](#)

予算に対する
補助金申請額[※]の割合
(概算値)

新築	リフォーム
86%	85%
0%	100%

補助金申請額の推移はこちら

2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

子育てエコホーム支援事業の概要

令和5年度補正予算 : 2,100億円
令和6年度当初予算 : 400億円

1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい**子育て世帯・若者夫婦世帯***による**高い省エネ性能を有する新築住宅の取得**や、**住宅の省エネ改修等**に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

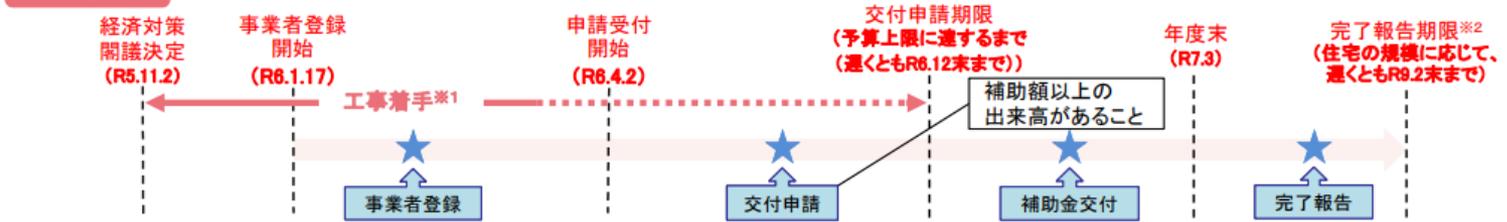
2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築		住宅のリフォーム*1	
対象住宅	補助額	対象工事	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH水準住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※ 対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 ※ 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に立地している住宅は原則除外とする。 ※ 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。	①100万円/戸 ② 80万円/戸 ただし、以下の(i)かつ(ii)に該当する区域に立地している住宅は原則半額 (i) 市街化調整区域 (ii) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)	① 住宅の省エネ改修 ② 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等 (①の工事を行った場合に限る。)*2	リフォーム工事内容に応じて定める額* ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限30万円/戸 ・その他の世帯 : 上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯 : 上限30万円/戸

3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

*1 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)(*2において「3省連携事業」という。)との**ワンストップ対応**を実施
 *2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

子育て支援型共同住宅推進事業



宅配ボックスの設置に 補助事業が活用できます!

～宅配ボックスを設置するとイイこといっぱい～

**子育て中も気にせず
宅配便を受け取れる!**



**休日に宅配便を気にせず
家族で外出できる!**



**親が外出中でも
非対面で受け取れる!**



例えば、150万円の宅配ボックスを設置する場合、

補助支援イメージ $150万円 \times \text{子育て世帯の同居率}(3割 \sim 10割) \times \text{補助率}(1/3)$

= 15万円～50万円 の範囲で支援

※子育て世帯の同居率に応じて支援額が異なります。

○要件等の詳細は、(子育て支援型共同住宅サポートセンター)で検索

○お問合せ先：子育て支援型共同住宅サポートセンター

○電話番号：03-6659-8875 / メールアドレス：takuhaibox@kosodate-sc.jp

○URL：https://kosodate-sc.jp/

○受付時間：10:00～12:00,13:00～17:00(土日祝、年末年始除く)

事務局HP



申請方法がわかる
案内動画



子どもの転落事故に注意!



エアコンの室外機にのぼり
手すりを越えて転落



ベランダの手すりにつかまり
前のめりになって転落



家具等を足掛かりにして
窓から転落

↓

<ベランダからの転落対策>



- ・子どもがエアコンの室外機に登れないように柵を設置
- ・子どもが勝手に出ないように高い位置への補助錠の設置
- ・バルコニーの手すり設置

<窓からの転落対策>



- ・窓の近くに物を置かない
- ・転落防止バーの設置

子育て支援型住宅推進事業では
子どもの窓やベランダ等からの
転落防止のための取組みを支援しています!

- バルコニーの手すり設置
- 補助錠の設置
- 窓手すり設置
- 室外機柵設置

最大
100万円
補助!

詳細のご確認は
メールにて
お問合せ
ください

事務局HP <https://kosodate-sc.jp/>

事務局 **子育て支援型共同住宅サポートセンター**

お問合せ先 **info@kosodate-sc.jp**

電話番号 **03-6659-8875** 10:00～12:00,13:00～17:00
土日祝、年末年始除く

事務局HP



3分でわかる
案内動画



2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

子育てグリーン住宅支援事業の概要

令和6年度補正予算案: 2,250億円

1 制度の目的

○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う。

2 補助対象

経済対策閣議決定日(令和6年11月22日)以降に、新築は基礎工事以後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限る(交付申請までに事業者登録が必要)。

住宅^{※2,3}の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)

対象世帯	対象住宅	補助額	
すべての世帯	GX志向型住宅 ^{※4}	160万円/戸	
子育て世帯等 ^{※1}	長期優良住宅 ^{※4,5,6,7}	建替前住宅等の除却を行う場合 ^{※8}	100万円/戸
		上記以外の場合	80万円/戸
	ZEH水準住宅 ^{※4,6,7}	建替前住宅等の除却を行う場合 ^{※8}	60万円/戸
		上記以外の場合	40万円/戸

GX志向型住宅の要件

○ 下記の①、②及び③にすべて適合するもの

- ①断熱等性能等級「6以上」
- ②再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量の削減率「35%以上」
- ③再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量の削減率「100%以上」^{※9,10,11}

※1: 「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以上の世帯(若者夫婦世帯)」

※2: 対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。

※3: 以下の住宅は、原則対象外とする。

- ①「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
- ②「災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)」に立地する住宅
- ③「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
- ④「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)」に該当する区域に立地する住宅

※4: 「GX志向型住宅」は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。

※5: 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、地方公共団体にて認定を受けたもの。

※6: 断熱等性能等級「5以上」かつ再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量の削減率「20%以上」に適合するもの。

※7: 賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。

※8: 住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除却する場合。

※9: 寒冷地等に限っては75%以上(Nearly ZEH)も可。

※10: 都市部狭小地等の場合に限っては再生可能エネルギー未導入(ZEH Oriented)も可。

※11: 共同住宅は、別途階数ごとに設定。

既存住宅^{※12}のリフォーム^{※13}

メニュー	補助要件	補助額 ^{※14}
Sタイプ	必須工事3種の全てを実施	上限: 60万円/戸
Aタイプ	必須工事3種のうち、いずれか2種を実施	上限: 40万円/戸

補助対象工事

必須工事 ^{※15}	①開口部の断熱改修、②躯体の断熱改修、③エコ住宅設備の設置
付帯工事 ^{※16}	子育て対応改修、バリアフリー改修等

※12: 賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。

※13: 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)」、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)」及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)」【以下「連携事業」という。】との**ワンストップ対応**を実施し、併せて実施することが可能。

※14: 補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を合算した額。

※15: ①、②については、ZEH水準に相当する省エネ性能以上の改修工事に限る。

※16: 補助対象となるのは「必須工事」を行う場合に限る。なお、この場合、連携事業のうち、環境省事業は必須工事①、経済産業省事業は必須工事③として扱う。

分譲住宅・賃貸住宅の新築に関する特則

【分譲住宅における事前登録の方法】

- ・住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助要件に適合する住宅の戸数を登録することで、交付申請を行うことが可能。
- ・登録は、①各事業者における1か月あたりの登録戸数の上限、②各住棟における対象住宅戸数に応じた登録戸数の上限(共同住宅の場合)の範囲内で行う。
- ・登録戸数を超える住宅購入者が決定した場合は、追加の交付申請を行うことも可能(共同住宅の場合)。

【賃貸住宅を対象とした追加ルール(長期優良住宅又はZEH水準住宅に限る)】

- ・申請ができる戸数の上限は、※2及び※7に該当する戸数の50%とする。
- ・新築時最初の入居募集(3か月間)は、対象を子育て世帯等に限定する。
(当該期間中に入居者を確保できなかった場合は、子育て世帯等以外の世帯を入居させることも可能)
- ・「子育て世帯等」向けに、補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を設定する。

2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(新築・リフォーム)

令和6年度補正予算	
・先進的窓リノベ2025事業(環境省)	1,350億円
・給湯省エネ2025事業(経済産業省)	580億円
・賃貸集合給湯省エネ2025事業(経済産業省)	50億円
・子育てグリーン住宅支援事業(国土交通省・環境省)	2,250億円

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する措置や高効率給湯器の導入など、新築住宅の省エネ化や、既存住宅の省エネリフォームへの支援を強化することが必要。

国土交通省、経済産業省及び環境省は、3省の連携により、「省エネ住宅の新築を支援する補助制度」、「既存住宅の省エネリフォームを支援する補助制度」のそれぞれについて、各事業を組み合わせることで併用を可能とする。

対象

省エネ住宅の新築における3省連携

対象世帯	対象住宅	補助額	蓄電池を設置する場合の補助事業	補助概要	補助率
すべての世帯	GX志向型住宅	160万円/戸	+	DR※に対応したリソース導入拡大支援事業(仮)	DRに活用可能な家庭用等蓄電池システムの導入を支援
子育て世帯等※	長期優良住宅	最大100万円/戸			
	ZEH水準住宅	最大60万円/戸			

※「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」

※ デマンド・レスポンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。

既存住宅の省エネリフォームにおける3省連携

○以下の各事業を組み合わせる場合は、ワンストップの一括申請を可能とする。

工事内容		補助対象	補助額	
①省エネ改修	1)高断熱窓の設置	先進的窓リノベ2025事業	高性能の断熱窓 最大200万円/戸	
	2)給湯器	高効率給湯器の設置	給湯省エネ2025事業	高効率給湯器 最大20万円/台
		既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替	賃貸集合給湯省エネ2025事業	エコジョーズ/エコフィール 最大7万円/台 ※ 工事内容によっては追加の補助(今後公表)
3)開口部・躯体等の省エネ改修工事		子育てグリーン住宅支援事業	既存住宅の省エネ改修 住宅の子育て対応改修など 最大60万円/戸	
②その他のリフォーム工事※				

※ 省エネ改修とあわせて行うリフォーム工事に限る。



2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(新築)

令和6年度補正予算
・子育てグリーン住宅支援事業(国土交通省・環境省)
1,850億円(新築)

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、新築住宅の省エネ化への支援を強化する必要。

国土交通省及び環境省による「住宅の新築・購入」を支援する補助制度と、経済産業省による「蓄電池の設置」を支援する補助制度について、3省の連携により、各事業を組み合わせることで併用を可能とする。

対象

対象世帯	工事内容※1,2	対象住宅	補助額																								
すべての世帯	<ul style="list-style-type: none"> 注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入 賃貸住宅の新築 	GX志向型住宅 ○下記の①及び②に適合するもの ①断熱等性能等級「6以上」 ②一次エネルギー消費量の削減率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>戸建住宅</th> <th>一般</th> <th>寒冷地等</th> <th>都市部狭小地等</th> <th>共同住宅</th> <th>3階建以下</th> <th>4・5階建</th> <th>6階建以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再エネ除く</td> <td colspan="3">35%以上</td> <td>再エネ除く</td> <td colspan="3">35%以上</td> </tr> <tr> <td>再エネ含む</td> <td>100%以上</td> <td>75%以上</td> <td>—</td> <td>再エネ含む</td> <td>75%以上</td> <td>50%以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	戸建住宅	一般	寒冷地等	都市部狭小地等	共同住宅	3階建以下	4・5階建	6階建以上	再エネ除く	35%以上			再エネ除く	35%以上			再エネ含む	100%以上	75%以上	—	再エネ含む	75%以上	50%以上	—	160万円/戸
戸建住宅	一般	寒冷地等	都市部狭小地等	共同住宅	3階建以下	4・5階建	6階建以上																				
再エネ除く	35%以上			再エネ除く	35%以上																						
再エネ含む	100%以上	75%以上	—	再エネ含む	75%以上	50%以上	—																				
子育て世帯等※3	<ul style="list-style-type: none"> 注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入 賃貸住宅※4,5の新築 (主たる入居世帯を子育て世帯等とするもの) 	長期優良住宅※6	建替前に居住していた住宅等を除却する場合※8	100万円/戸																							
			上記以外の場合	80万円/戸																							
		ZEH水準住宅※7	建替前に居住していた住宅等を除却する場合※8	60万円/戸																							
			上記以外の場合	40万円/戸																							

+

蓄電池を設置する場合の補助事業

以下の補助事業を組み合わせることで併用可能(併用可)。

	補助概要	補助率
DR※に対応したリソース導入拡大支援事業(仮)	DRに活用可能な家庭用等蓄電システムの導入を支援	1/3以内

※ デマンド・リスポンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。

※1: いずれのタイプでも、対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。

※2: 以下の住宅は、原則対象外とする。

- 「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
- 「災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)」に立地する住宅
- 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
- 「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)」に該当する区域に立地する住宅

※3: 「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」

※4: 賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。

※5: 申請のできる戸数の上限は、※1及び※4に該当する戸数の50%とし、下記を満たすこととする。

- 新築時最初の入居募集(3か月間)は、対象を子育て世帯等に限定する。(当該期間中に入居者を確保できなかった場合は、子育て世帯等以外の世帯を入居させることも可能)
- 「子育て世帯等」向けに、補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を設定する。

※6: 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、地方公共団体にて認定を受けたもの。

※7: 断熱等性能等級「5以上」かつ再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量の削減率「20%以上」に適合するもの。

※8: 住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除却する場合。

2. 住宅リフォームの支援制度(補助制度)

住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(リフォーム)

令和6年度補正予算案	
・ 先進的窓リノベ2025事業 (環境省)	1,350億円
・ 給湯省エネ2025事業 (経済産業省)	580億円
・ 賃貸集合給湯省エネ2025事業 (経済産業省)	50億円
・ 子育てグリーン住宅支援事業 (国土交通省)	400億円 (リフォーム)

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅の省エネ化への支援を強化する必要。

国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する補助制度について、3省の連携により、各事業を組み合わせることで併用や、ワンストップでの申請を可能とする。

対象

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1.4 先進的窓リノベ2025事業	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2) 給湯器※2.4 給湯省エネ2025事業	高効率給湯器の設置 高効率給湯器 (a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池)	定額(下記は主な補助額) (a)10万円/台、(b)13万円/台、(c)20万円/台
		既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ2025事業	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※3.4.5 子育てグリーン住宅支援事業	(d)開口部の断熱改修、(e)躯体の断熱改修、(f)エコ住宅設備の設置	Sタイプ: ・ (d)(e)(f)の全てを実施 上限:60万円/戸
②その他のリフォーム工事※3.4 (① 3)の工事を行った場合に限る)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	Aタイプ: ・ (d)(e)(f)のいずれか2つを実施 上限:40万円/戸

※1 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)による支援(令和6年度補正予算案)

※2 「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)による支援(令和6年度補正予算案)

※3 「子育てグリーン住宅支援事業」(国土交通省)による支援(令和6年度補正予算案)

※4 ①1)、3)及び②については、経済対策閣議決定日(令和6年11月22日)以降にリフォーム工事に着手したもの、①2)については、経済対策閣議決定日(令和6年11月22日)以降に対象工事に着手したものに限り(いずれの場合にも、交付申請までに事業者登録が必要)。

※5 「先進的窓リノベ2025事業」(環境省)を併用する場合については(d)、「給湯省エネ2025事業」(経産省)及び「賃貸集合給湯省エネ2025事業」(経産省)を併用する場合については(f)として扱う。



2. 住宅リフォームの支援制度(融資制度)

Ⅲ. 融資制度

■【フラット35】リノベ (中古住宅の購入とあわせて、一定の要件を満たすリフォームを) 実施することで住宅ローンの金利引下げ

【フラット35】リノベとは、中古住宅の購入とあわせて、一定の要件を満たすリフォームを実施することで、【フラット35】の金利を引き下げることのできるメニューです。「中古住宅を購入後に自らリフォームを行う場合(リフォーム一体タイプ)」と「住宅事業者がリフォームを行った中古住宅を購入する場合(買取再販タイプ)」があります。

◆制度イメージ



リフォーム工事内容

省エネルギー性リフォーム

高い水準の断熱性などを
実現した住宅に。



耐震性リフォーム

強い揺れに対して倒壊、
崩壊などしない程度の性
能を確保した住宅に。



バリアフリー性リフォーム

高齢者の日常生活を行
いやすとした住宅に。



耐久性・可変性リフォーム

長期優良住宅など、耐久
性を有し、長期にわたり良
好な状態で使用するため
の措置を講じた住宅に。



◆金利引下げ要件*

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅	リフォーム工事費の要件	工事例
金利Aプラン	当初5年間	【フラット35】の借入金利から年▲1.0%	300万円以上	断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級6の住宅/断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上の住宅/耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅/高齢者等配慮対策等級3以上の住宅/長期優良住宅 など
金利Bプラン	当初5年間	【フラット35】の借入金利から年▲0.5%	200万円以上	断熱材の追加工事、断熱性の高い開口部への交換工事/壁・筋かい等の設置工事/手すりの設置工事、バリアフリースイッチ等の交換工事/床材の交換、天井等の壁紙交換工事 など

○ ※2025年3月31日までの申込受付分に適用

- 上記のほか、インスペクションの実施、瑕疵保険の付保等、住宅履歴情報の保存、維持保全計画の作成のいずれかの維持保全に係る措置が必要です。詳しいご利用の条件や手続きの流れなどについては、フラット35サイト (www.flat35.com) をご覧ください。
- 金利引下げには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。



2. 住宅リフォームの支援制度(融資制度)

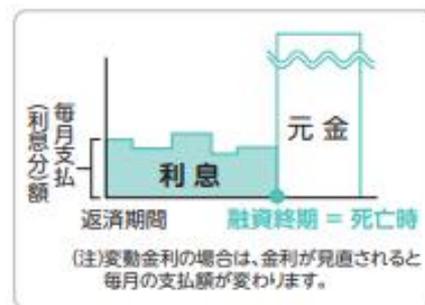
【リ・バース60】(住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上のお客さま向けの住宅ローン)

【リ・バース60】は、毎月利息のみの支払で、元金は、お客さまが亡くなられたとき[※]に、相続人の方から一括して返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却により返済いただきます。

担保物件(住宅および土地)の売却代金により返済した後に債務が残った場合は、次のうちいずれかの取扱いとなります。

- ノンリコース型：相続人の方は残った債務を返済する必要はありません。
- リコース型：相続人の方は残った債務を返済する必要があります。

※ 連帯債務で借入れをされた場合は、主債務者および連帯債務者が共に亡くなられたときとなります。



【リ・バース60】の商品概要

ご利用いただけるお客さまの年齢、資金の使いみち、ご融資の限度額、融資金利、金利タイプ、取扱可能エリア、金融機関における商品名称その他商品内容は、金融機関ごとに異なりますので、詳しくは取扱金融機関にお問合せください。

ご利用いただける方	借入申込日現在で満60歳以上のお客さま*がご利用いただけます。 ※満50歳以上満60歳未満のお客さまもご利用可能です。この場合はご融資の限度額が異なります。
資金の使いみち	①住宅の建設・購入(子世帯が住宅を建設・購入する場合も対象となります。) ②住宅のリフォーム ③サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金 ④住宅ローンの借換え等
ご融資の限度額	ご融資の限度額は、担保評価額の50%または60%*です。ただし、8,000万円以下で、所要資金以内とします。 担保評価額によっては、自己資金が必要になる場合があります。 ※お客さまの年齢が満50歳以上満60歳未満の場合は、「担保評価額の30%」となります。

○ お申込先は、【リ・バース60】取扱金融機関となります。取扱金融機関は、機構ホームページの【リ・バース60】サイトでご案内しています。
○ 生活資金および投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。○【リ・バース60】のお借入れには、取扱金融機関および機構の審査があります。審査結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。



2. 住宅リフォームの支援制度(融資制度)

【グリーンリフォームローン】

【グリーンリフォームローン】は、「断熱性を高める」「省エネ設備を導入する」などの一定の基準を満たす省エネリフォームに対する全期間固定金利のリフォーム融資です。

商品概要

対象となる住宅	自ら居住する住宅、セカンドハウスまたは親族が居住するための住宅		
対象となるリフォーム	断熱改修工事 または 省エネ設備設置工事 を含むリフォーム		
融資額	最大500万円(10万円以上、1万円単位)でリフォーム工事費が上限 その他のリフォームの融資額の上限は、省エネリフォームに係る工事費の金額までとなります。		
返済期間	10年以内(1年以上、1年単位)	金利タイプ	全期間固定金利(お申込み時点の金利を適用)
担保・保証・融資手数料	不要	団体信用生命保険	利用可能
現場検査	適合証明検査機関の現場検査により、工事要件への適合を確認 *物件検査手数料がかかります。		
高齢者向け返済特例 (ノンリコース型*) (満60歳以上の場合)	満60歳以上の方は、高齢者向け返済特例(申込人全員が亡くなるまでの間は利息のみの支払とする返済方法)を利用いただけます。その場合、担保、火災保険の加入が必要になります。 元金は、申込人全員が亡くなったときに、相続人の方から自己資金等により一括してご返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却代金によりご返済いただきます。また、団体信用生命保険には加入できません。		高齢者向け返済特例の詳細はこちら 

*ノンリコース型:担保物件の売却代金が残債務に満たないときであっても相続人の方が残債務を返済する必要はありません。

対象となる工事

- ①省エネ基準を満たすための断熱改修工事または
- ②省エネ設備設置工事のいずれかの工事を実施すること。



2. 住宅リフォームの支援制度(融資制度)

対象となる工事

- ①省エネ基準を満たすための断熱改修工事または
- ②省エネ設備設置工事のいずれかの工事を実施すること。

① 断熱改修工事

アまたはイのいずれかの工事を実施し、工事後の要件に該当する場合は、【グリーンリフォームローン】の対象となります。

ア 開口部

例えば、開口部1つが要件を満たせばOK!

必要となる工事

外気に接する開口部(窓・ドア等)の工事(1か所以上)

工事後の要件

工事後の工事箇所が省エネ基準(仕様基準)^{※1}を満たすこと

または

イ 躯体

必要となる工事

外気に接する壁、天井、屋根または床のいずれかの部位に対する断熱材の工事(部位の一部でも可)

工事後の要件

次のいずれかにあてはまること
○工事後の工事箇所が省エネ基準(仕様基準)^{※1}を満たすこと
○工事箇所に対して、一定量以上の断熱材を設置または交換したこと

上記の仕様基準を満たさない場合であっても、リフォーム後の住宅全体の断熱性能が省エネ基準(断熱等性能等級4相当)^{※2}を満たす断熱改修工事を行う場合は、要件工事【グリーンリフォームローン】に必要な工事を満たすものとして取り扱います。

- ※1 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)の1で定める基準
- ※2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第2号イで定める基準

② 省エネ設備設置工事

一定の性能を満たすア～オのいずれかの設備を設置する場合は、【グリーンリフォームローン】の対象となります。

ア 高効率給湯機



イ 太陽光発電設備



ウ 太陽熱利用設備



エ 高断熱浴槽



オ コージェネレーション設備



【グリーンリフォームローン】の他、耐震改修工事、部分的バリアフリー工事等を行う場合の、リフォームローンがあります。

共通の特徴 ・返済期間中の融資金利は、全期間固定金利で、借入申込時に確定します。

- 融資金利は原則として毎月見直しします。最新金利は、機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認いただくか、お客さまコールセンターにお問合せください。



Ⅱ. 被災住宅相談

1. 災害発生時の情報提供(財団WEBサイト)
2. 住まい再建事業者検索



1. 災害発生時の情報提供(財団WEBサイト)

当財団では、財団WEBサイトの「重要なお知らせ」で、地震や台風、豪雨といった自然災害時の「住まいるダイヤル」の相談対応や被災住宅の補修事業者を検索できる「住まい再建事業者検索サイト」のご案内を行うなど、国土交通省、消費者庁等の関係省庁との連携を図り、情報提供を行っています。

The screenshot shows the Chord website interface. At the top, there is a navigation bar with the logo '住まいるダイヤル' and a search bar. Below the search bar, a red-bordered box highlights a news alert: '2024.01.23 令和6年能登半島地震で被災した住宅の補修等に関する電話相談を開始'. Below this, a large banner features an illustration of houses and the text: '住まいるダイヤルは住まいの「困った」を相談できる国土交通大臣指定の相談窓口です。'. At the bottom, there are three buttons: '相談サービスのご案内', '電話で相談したい', and 'リフォームの見積をチェックしてほしい'.

令和6年能登半島地震に関する情報

最終更新日: 令和6年6月11日

令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申し上げますと共に、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。令和6年1月24日より、当財団において、令和6年能登半島地震で被災した住宅の補修等に関する相談を電話(フリーダイヤル)でお受けします。住宅に関してご不安を感じられている方やお困りの方は、ご相談ください。

被災住宅の補修等にかかるフリーダイヤル

被災住宅の補修等に関する電話相談を無料(フリーダイヤル)でお受けします。

『令和6年能登半島地震による被災住宅補修等相談ダイヤル』

0120-330-712

(フリーダイヤル)

【受付】10:00～17:00(土曜・日曜・祝日を除く)

※国土交通省の指定を受けた住宅専門の相談窓口『住まいるダイヤル』の相談員(建築士)が対応します。

県や市町村による被災住宅に関する相談窓口

県・市町村において、被災住宅に関する相談窓口が随時開設されています。お住まいの県・市町村のホームページをご確認いただき、直接お問い合わせください。

財団WEBサイトのトップページ
(<https://www.chord.or.jp/>)

【参考】～事業者を選ぶ際に参考となる情報検索サイト～

・住宅リフォーム事業者団体登録制度⇒



・住まい再建事業者検索サイト(対象地域限定)⇒



・住宅瑕疵担保責任保険協会[登録事業者検索サイト]⇒



・リフォーム評価ナビ⇒



<参考>住まいるダイヤル(電話相談)を中心とした相談の流れ

電話相談

建築士である相談員が相談をお受けします。



評価住宅

保険付き住宅

であれば、専用フリーダイヤルと電話相談予約の利用も可能

リフォーム見積
チェックサービス

専門家相談

各都道府県にある弁護士会で行う、
弁護士・建築士による対面相談です。

評価住宅

保険付き住宅

リフォーム

既存住宅

マンション建替*

※一部の弁護士会に対応

住宅紛争処理

手続は3種類

あっせん

調停

仲裁

評価住宅

各都道府県にある住宅紛争審査会（弁護士会）の専門家（弁護士・建築士等）が、
公正・中立な立場で紛争の解決にあたります。

保険付き住宅

評価住宅

「住宅品確法」に基づく住宅性能表示制度を利用して「建設住宅性能評価書」の交付を受けた住宅

保険付き住宅

「住宅瑕疵担保履行法」に基づく瑕疵保険が付された新築住宅【1号保険】

【2号保険】: 2022年10月から保険付き住宅に追加

- ・新築2号保険
- ・リフォーム瑕疵保険
- ・大規模修繕瑕疵保険
- ・既存住宅売買瑕疵保険
- ・延長保証保険

(参考)

財団WEBサイト『評価住宅・保険付き住宅とは』詳細はこちらから →



<参考>住まいるダイヤル(電話相談)

困ったときは「住まいるダイヤル」に相談



住まいるダイヤル
03-3556-5147

<https://www.chord.or.jp/>



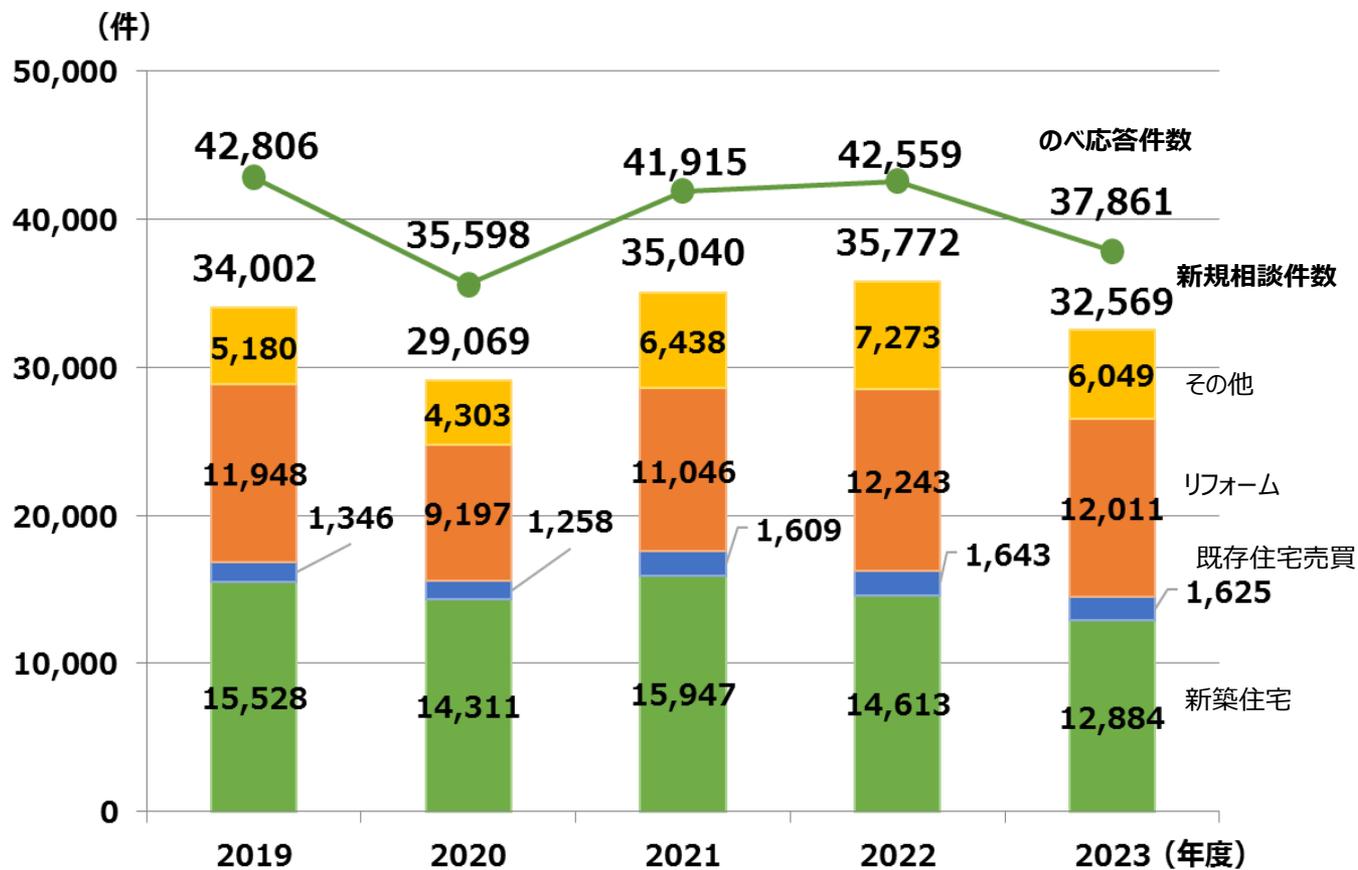
「住まいるダイヤル」は住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口の愛称です。

- ◆住まいるダイヤルでは、リフォームをはじめ、住宅に関するトラブルや困りごとであれば何でも相談を受け付けています。
- ◆受付時間 **平日 10～17時（土・日・祝休日、年末年始除く）**
- ◆建築士の資格をもち、住宅に関する広い知識を備えた相談員が、専門的な見地からアドバイスします。
- ◆メールでの相談は受け付けておりません。

<電話相談件数の推移・相談の傾向>

■2023年度の新規相談件数は、32,569件

電話相談件数の推移

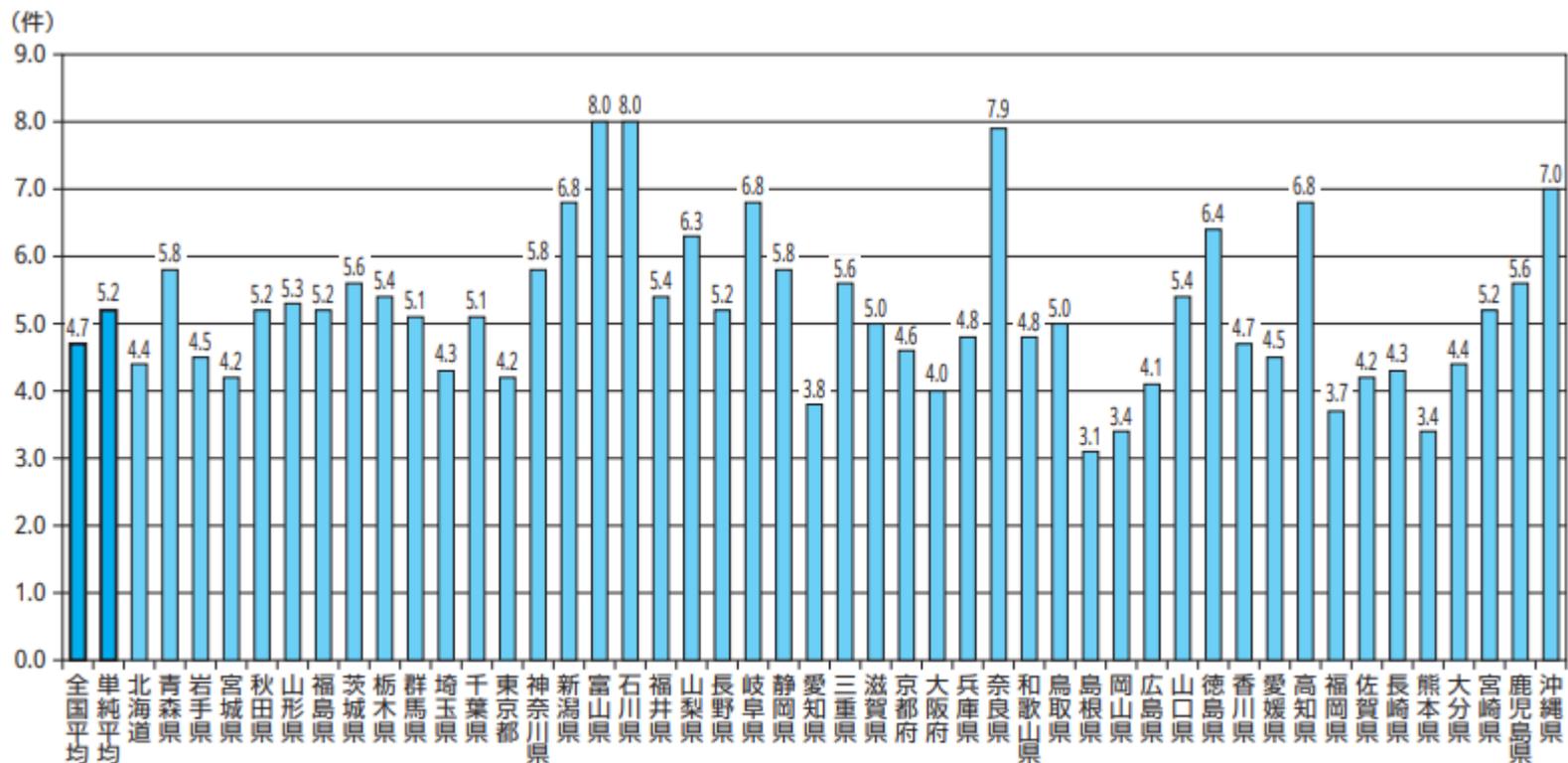


<都道府県別 単位当たりの電話相談件数>

■2023年度

都道府県別に消費者からの相談の傾向をみるために、新築住宅着工戸数に対する相談件数の割合を以下に示します。

(1) 新築相談



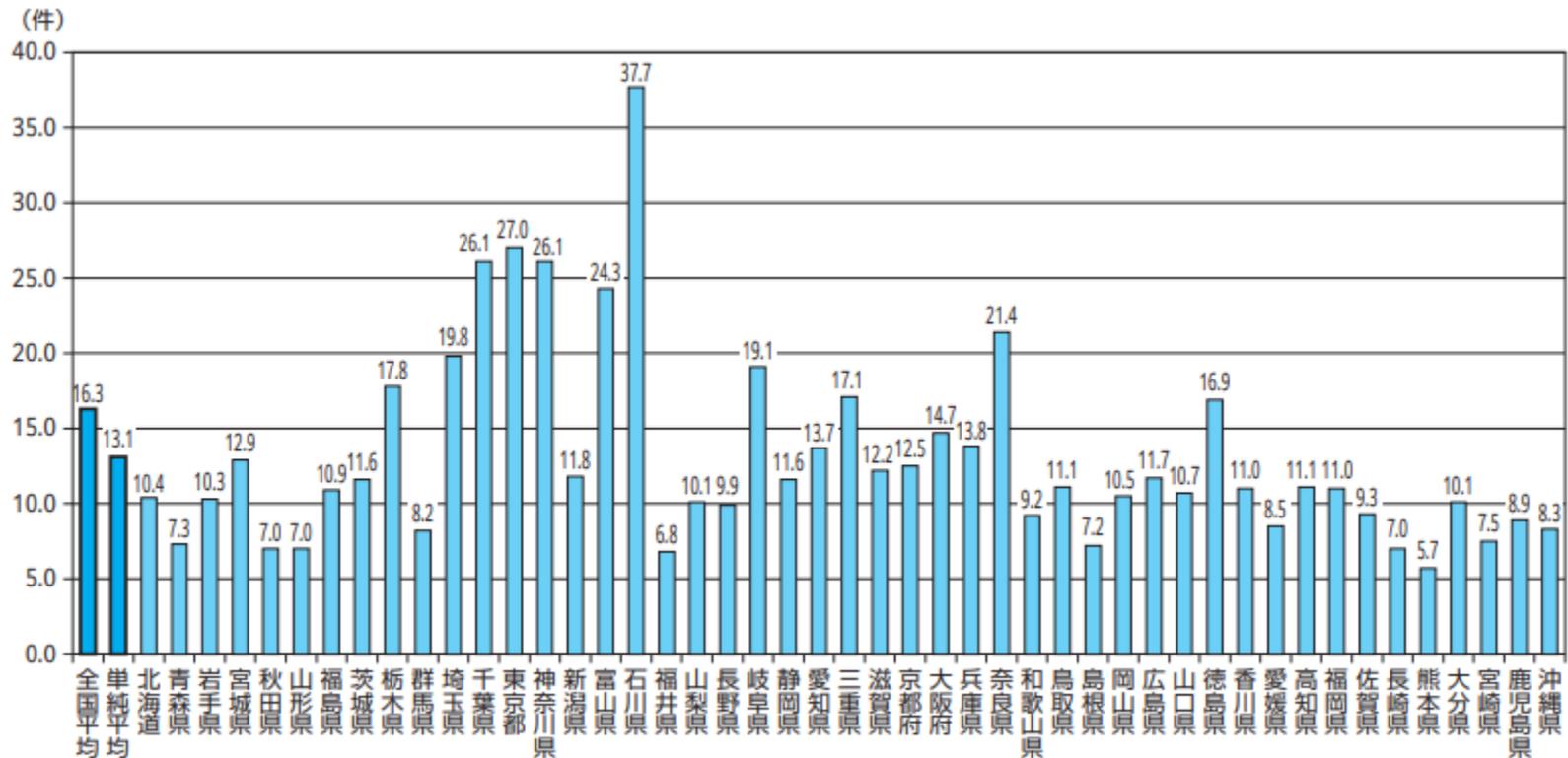
過去3年分の新築住宅着工戸数1,000戸あたりの新築相談の件数（消費者）

<都道府県別 単位当たりの電話相談件数>

■2023年度

都道府県別に消費者からの相談の傾向をみるために、住宅ストック数に対する相談件数の割合を以下に示します。

(2) リフォーム相談



住宅ストック数100,000戸あたりのリフォーム相談の件数 (消費者)

<熊本地震 電話相談の内容>

電話相談における相談内容をみると、地震による住宅の被害や補修に関する相談、住宅の補修に関する支援制度や手続き等に関する相談、補修業者に関する照会・問合せ等の様々な相談が寄せられています。

◆相談事例◆

- ①地震によって、瓦屋根が一部破損し、床下を見るとコンクリートの基礎にひび割れ等が生じていた。15年前に、床下と小屋裏に耐震金物リフォームを施した。当該建物の耐震性はどの程度か、再度の強震に耐えうるだろうか。また、補修して住み続けることはできるか、それとも建て替えが必要だろうか。
- ②木造住宅で、地震により屋根瓦が被害を受けた。現在、ブルーシートで雨を防いでいる状況である。県外からの業者が補修工事の訪問営業に来るが、金額が異なり決めかねている。補修費用の目安を教えてください。また、補修の進め方について教えてください。
- ③築28年の木造住宅で、罹災証明書は「一部損壊」であった。罹災証明書が発行されれば、補修費用の支援制度があると聞いたが、その内容について教えてください。
- ④罹災証明書で「大規模半壊」の判定を受けた。応急処置について、リフォーム業者に相談したいと考え、対応可能な業者を探しているが、より被害の大きい地域に業者が集中しているようで見つからない。対応可能な業者を紹介してほしい。
- ⑤地震により、駐車場と建物の裏手の地盤にひび割れが生じ、地盤が沈下して建物が傾いた。余震で地盤のひび割れがひどくなっており、建物の内外壁も剥がれの箇所が増えてきている。地盤に関しては、どのような工事をしたら良いか。現場を見てくれる機関はないだろうか。

2. 住まい再建事業者検索サイト

■ トップページ



https://www.j-reform.com/



一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

当協議会は、リフォームに関連する社団法人、財団法人、公団団体等を会員とし、相互に連携を図りながら、住宅リフォームの推進に向けた事業を展開しています。

トップページ
当協議会について
刊行物案内
リフォームのお得な制度
セミナー・イベント情報
公団について
サイトの利用について

2 検索サイト

地方公共団体における
住宅リフォーム
支援制度検索サイト



住まい再建
事業者検索



既存住宅状況
調査技術者検索



住宅リフォーム
事業者団体
登録検索サイト



3 人気のお役立ちコンテンツ

リフォームの
減税制度



リフォームの
補助制度



刊行物案内



セミナー・イベント
情報



4 新着情報

リ推協よりのお知らせ	関連情報
<p>2024.7.04</p> <p>◆開催のご案内！◆ 令和6年度「住宅の長寿命化リフォームシンポジウム」 ⇒ ご案内はこちら ■開催日時：2024年10月15日（月）13:30～16:30 ■会場：アキハバラ（5階アキハホール） *東京都千代田区神田練馬町3 富士ソフトアキハバラ *ZoomウェビナーによるWebでの配信も予定しています ■参加のお申し込みについては、8月19日（月）のご案内を予定しています。</p>	
<p>2024.6.14</p> <p>当協議会の会長が、瀬戸 欣哉（株式会社LIXIL）より、内藤 弘廣（リンナイ株式会社）に交代しました。</p>	
<p>2023.6.10</p> <p>令和6年度版「住宅リフォームガイドブック」を発行しました。 ⇒ 冊子の詳細はこちら ⇒ お申込みはこちら</p>	
<p>2024.4.11</p> <p>⇒ 「2023年度住宅リフォーム事業者実態調査報告書」を発行いたしました。 ⇒ 「2023年度住宅リフォーム消費者(検討者・実施者)実態調査報告書」を発行いたしました。</p>	
<p>2024.3.5</p> <p>令和5年10月20日に行われました「住宅の長寿命化リフォームシンポジウム」の開催概要を公表いたしました。 ⇒ 開催概要はこちら（PDF）</p>	
<p>2024.2.16</p> <p>「2023年度住宅リフォームに関する消費動向調査報告書」を公表いたしました。 ⇒ 続きを読む</p>	

メールによるお問い合わせ
✉ suishinkyoo@j-reform.com
電話によるお問い合わせ
☎ 03-3556-5430

受付時間 9:30～17:00
*12:00～13:00は電話受付できません。
*土・日・祝日、年末年始を除きます。

地域住宅リフォーム推進協議会
地方公共団体（各団体への支援）

▼外部サイト

- 国土交通省
- （公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター
- リフォームネット
- 住まいの情報発信局

適切な温度で
健康住宅に

住宅における良好な温熱環境実現推進フォーラム

▼住まいの相談窓口

- 住まいのダイヤル
- 全県の相談窓口
- 地方公共団体の相談窓口

(一社)住宅リ
フォーム推進協
議会のホーム
ページ

54

2. 住まい再建事業者検索サイト

■ 住まい再建事業者検索サイト

<https://sumai-saiken.jp>



災害等により被災した住宅の補修工事等が可能な事業者を検索するサイトとして、国土交通省の協力を得て、平成31年3月8日に開設されました。

検索画面

住まい再建事業者検索サイト

| TOPページ | 当サイトの使い方 | 工事の種類について |

当サイトは災害等により被災した住宅の補修工事等が可能な事業者を検索するサイトとして、国土交通省の協力を得て、平成31年3月8日に開設されました。
現状では、主に、以下の都県を掲載対象としております。

事業者情報掲載対象都県：（随時更新）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、静岡県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
※同じ都県内の事業者であってもエリアによって対応できない可能性もありますので、あらかじめ、お住まいのエリアで対応可能かどうか、事業者にご確認ください。

【お知らせ】

- 令和6年1月11日 ・ 福井県を掲載対象都県に追加しました。
 - 新潟県、富山県、石川県については掲載情報を更新しました。
- 令和5年7月28日 ・ 青森県、秋田県、富山県、山口県を掲載対象都県に追加しました。
 - 島根県、福岡県、佐賀県、大分県については掲載情報を更新しました。
- 令和5年5月12日 ・ 石川県を掲載対象都県に追加しました。

事業者を探す

- 都道府県
- 市区町村
- 工事の種類

検索

> 工事の種類についての詳しい説明はこちら

2. 住宅リフォームの支援制度

■ 住まい再建事業者検索サイト

登録されているリフォーム事業者は、国の住宅リフォーム事業者団体登録制度に登録された団体の会員事業者及び住宅の関連団体※に所属するリフォーム事業者です。

※ プレハブ建築協会、日本ツーバイフォー建築協会、日本木造住宅産業協会、輸入住宅産業協議会、全国住宅産業協会の5団体

検索結果

事業者名 ○○○○株式会社 ①									
○○県△△市×× ○△×ビル2階 TEL 000-000-0000 ②	<table border="1"><tr><td>③ 請け負う工事の種類</td><td>• 構造・防水含む戸建リフォーム工事 • 内装・設備工事</td></tr><tr><td>④ 補修工事対応可否</td><td>△（要相談）</td></tr><tr><td>⑤ 着手までにかかる期間</td><td>約2～3ヶ月</td></tr><tr><td>⑥ 対応可能な工事の規模</td><td>小規模な補修工事</td></tr></table> <p>情報更新日: 2019年9月24日</p>	③ 請け負う工事の種類	• 構造・防水含む戸建リフォーム工事 • 内装・設備工事	④ 補修工事対応可否	△（要相談）	⑤ 着手までにかかる期間	約2～3ヶ月	⑥ 対応可能な工事の規模	小規模な補修工事
③ 請け負う工事の種類	• 構造・防水含む戸建リフォーム工事 • 内装・設備工事								
④ 補修工事対応可否	△（要相談）								
⑤ 着手までにかかる期間	約2～3ヶ月								
⑥ 対応可能な工事の規模	小規模な補修工事								
	工事対応可否 要相談								
	⑦ 所属団体 一般社団法人全建総連リフォーム協会 ⑧								

検索結果の見方

- ① 事業者名
- ② 住所及び電話番号
- ③ 請け負う工事の種類
- ④ 補修工事の対応可否
- ⑤ 着手までにかかる期間
- ⑥ 対応可能な工事の規模
- ⑦ 住宅リフォーム事業者団体登録制度の会員事業者
- ⑧ 事業者が加入している団体名及び団体のロゴマーク

工事対応可否



現在対応可

工事対応可否



要相談

工事対応可否



現在対応不可

現在リフォーム工事に対応可能です。優先的にお問い合わせください。

対応できるまでに1か月から半年程度かかる可能性があります。事業者にお問い合わせの上、ご確認ください。

現在は補修工事対応ができません。

<参考>住宅リフォーム事業者団体登録検索サイト



■住宅リフォーム事業者団体登録制度 とは

『国土交通省によって創設された制度です』



ロゴマーク（商標登録済）

住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために、国土交通省の告示による住宅リフォーム事業者団体登録制度を創設しました（告示公布・施行平成26年9月1日）

😊 安心の理由

- **登録団体の実施する講習等の研修を受けています**
構成員事業者は登録団体の実施するコンプライアンス研修や技術講習等の研修を受けています。
- **トラブルなどの相談ができます**
登録団体は、相談窓口を設けて、構成員事業者の行ったリフォーム等に関する消費者からの相談に対応し、構成員事業者に対して必要な指導等を行います。
- **リフォーム工事にかかる書面の交付**
構成員事業者はリフォーム工事を請け負う際に請負契約書及び内訳を明確に記載した見積書を交付します。
- **万が一のときに備えた保険制度**
構成員事業者は、契約時に必要な書面を交付し、一定額以上の工事では瑕疵（かし）保険に加入します※。※注文者があらかじめ書面で不要の意思表示をしている場合を除く
- **国土交通省は、取組状況の報告を受けています**
国土交通省は登録団体の情報を公表するとともに、登録団体に上記の取組状況の報告をさせ、適切に実施されているか確認しています。

<参考>住宅リフォーム事業者団体登録検索サイト

■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度

□ 登録団体一覧

 一般社団法人マンション計画修繕施工協会	 一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会
 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合	 一般社団法人リノベーション協議会
 一般社団法人ベターライフリフォーム協会	 一般社団法人日本塗装工業会
 一般社団法人リフォームパートナー協議会	 一般社団法人全建総連リフォーム協会
 一般社団法人住生活リフォーム推進協会	 一般社団法人JBN・全国工務店協会
 一般社団法人住宅リフォーム推進サポート協議会	 一般社団法人住活協リフォーム
 一般社団法人全国古民家再生協会	 一般社団法人木造住宅塗装リフォーム協会
 一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会	 一般社団法人日装連リフォーム推進協議会

□ 登録団体PRFILE

「住宅リフォーム事業者団体登録制度」に登録された16団体のご紹介および制度についてわかりやすく解説



□ 制度紹介動画

「安心の秘訣」を動画で公開中！



<https://www.youtube.com/watch?v=0mkIE5Xoedo>

「安心の秘訣は？」動画で公開中！



ご静聴いただき、ありがとうございました。

